

東京都北区立ふれあい館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十月三日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七十七号

東京都北区立ふれあい館条例施行規則

東京都北区立ふれあい館条例施行規則（平成八年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七条」を「第八条」に改める。

第五条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

第六条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

別記第六号様式（甲）表及び第六号様式（乙）表中「」を「」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区立ふれあい館条例施行規則別記第六号様式（甲）及び第六号様式（乙）の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十月二十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十八号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一専用東京都北区長印の部17の16の項の次に次のように加える。

17 の 17	同	同	個人番号カード 事務用	区民部戸籍住民 課個人番号カ ード交付係長
---------------	---	---	----------------	-----------------------------

別表第一専用東京都北区長代理之印の部29の15の項の次に次のように加える。

29 の 16	同	同	個人番号カード 事務用	区民部戸籍住民 課個人番号カ ード交付係長
---------------	---	---	----------------	-----------------------------

別表第二中

「
7・8・9・10・
11・11の2・11の
3・11の4・11の
5・11の6・11の
7・11の9・11の
10・11の11・11の
13・11の16・11の
17・11の18・13の
5・17の4・17の
5・17の6・17の
8・17の9・17の
10・17の11・17の
12・17の13・17の
14・17の15
」

専 用	北 京 都	何 事 務
--------	-------------	-------------

を

「
7・8・9・10・
11・11の2・11の
3・11の4・11の
5・11の6・11の
7・11の9・11の
10・11の11・11の
13・11の16・11の
17・11の18・13の
5・17の4・17の
5・17の6・17の
8・17の9・17の
10・17の11・17の
12・17の13・17の
14・17の15・17の
17
」

専 用	北 京 都	何 事 務
--------	-------------	-------------

に、

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

19・20・21・22・
23・23の2・23の
3・23の4・23の
5・23の6・23の
7・23の9・23の
10・23の11・23の
13・23の16・23の
17・23の18・25の
5・29の4・29の
5・29の8・29の
9・29の10・29の
11・29の12・29の
13・29の14

専 用	代 理 之 印	東 京 都 北 区 長	何 事 務
--------	------------------	----------------------------	-------------

を

19・20・21・22・
23・23の2・23の
3・23の4・23の
5・23の6・23の
7・23の9・23の
10・23の11・23の
13・23の16・23の
17・23の18・25の
5・29の4・29の
5・29の8・29の
9・29の10・29の
11・29の12・29の
13・29の14・29の
16

専 用	代 理 之 印	東 京 都 北 区 長	何 事 務
--------	------------------	----------------------------	-------------

に
改
め
る。